

**第101回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

事業報告

企業グループの現況に関する事項
財産および損益の状況の推移
主要な事業内容
主要な事業所および発電所
従業員の状況
主要な借入先
株式に関する事項
会社役員に関する事項
責任限定契約の内容の概要
補償契約の内容の概要
役員等賠償責任保険契約（D & O 保険契約）の内容の概要
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

会計監査人の監査報告書

東北電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第14条第2項の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

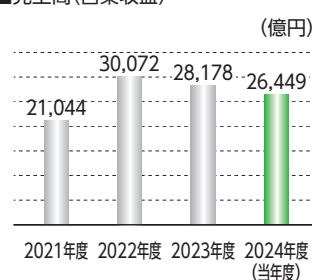
企業グループの現況に関する事項

財産および損益の状況の推移

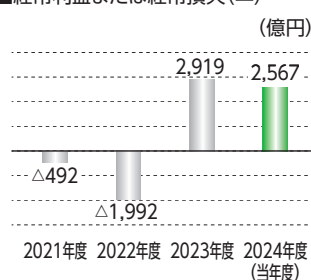
区 分 \ 年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当年度)
売 上 高 (営業収益) (億円)	21,044	30,072	28,178	26,449
経常利益または経常損失 (△) (億円)	△492	△1,992	2,919	2,567
親会社株主に帰属する当期純利益 または 当 期 純 損 失 (△) (億円)	△1,083	△1,275	2,261	1,828
一 株 当 た り 当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△216.84	△255.14	452.13	365.50
総 資 産 (億円)	47,256	52,119	53,887	53,982

(注) 一株当たり当期純利益または当期純損失は、当社の期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除した株式数を用いております。

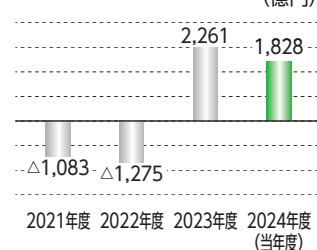
■売上高(営業収益)



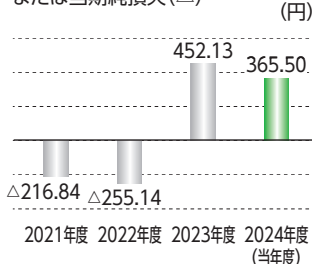
■経常利益または経常損失(△)



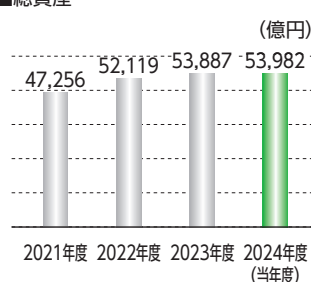
■親会社株主に帰属する当期純利益
または当期純損失(△)



■一株当たり当期純利益
または当期純損失(△)



■総資産



主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容
発電・販売事業	発電事業 (卸供給を含む), 小売電気事業, エネルギーサービス事業, 熱供給事業, コミュニティサポート事業
送配電事業	一般送配電事業
そ の 他	ガス事業, 情報・通信事業, 不動産事業, 土木・建築事業, 廃棄物処理事業

主要な事業所および発電所（2025年3月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

	事業所（所在地）
本店	本店（仙台市青葉区本町一丁目7番1号）
支店	青森支店（青森市），岩手支店（盛岡市），秋田支店（秋田市），宮城支店（仙台市），山形支店（山形市），福島支店（福島市），新潟支店（新潟市）
支社	東京支社（東京都千代田区），会津若松支社（会津若松市）

(2) 当社の主要な発電所

	発電所（所在地）
水力	本道寺，八久和（以上山形県），本名，上田，第二沼沢，宮下，柳津（以上福島県），豊実（新潟県）
火力	八戸（青森県），能代（秋田県），仙台，新仙台（以上宮城県），原町（福島県），新潟，東新潟，上越（以上新潟県）
原子力	東通（青森県），女川（宮城県）
風力	新能代（秋田県）

(3) 重要な子会社の主要な事業所

会社名	事業所（所在地）
発電・販売事業 酒田共同火力発電株式会社 東北自然エネルギー株式会社 鳥海南バイオマスパワー株式会社 東北電力フロンティア株式会社 東北電力エナジートレーディング株式会社 東北エネルギーサービス株式会社	本店（酒田市） 本店（仙台市） 本店（仙台市） 本店（仙台市） 本店（東京都千代田区） 本店（仙台市）
送配電事業 東北電力ネットワーク株式会社	本店（仙台市）
その他 日本海エル・エヌ・ジー株式会社 株式会社トークネット 東日本興業株式会社 東北発電工業株式会社 東北天然ガス株式会社	本店（新潟県北蒲原郡聖籠町） 本店（仙台市） 本店（仙台市） 本店（仙台市） 本店（仙台市）

従業員の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

事業区分	従業員数
発電・販売事業	5,119 名
送配電事業	7,430
その他	5,829
合計	18,378

- (注) 1. 「従業員数」は、出向者、休職者等を除いた就業人員を記載したものであります。
2. 前年度末に比べ「従業員数」が合計5,856名減少しておりますが、主として、株式会社ユアテックが2024年11月に実施した自己株式の買付けに当社が応募し、買付けが成立したことにより、2024年11月6日付で同社および同社の連結子会社16社が当社の連結子会社ではなくなったことによるものであります。

主要な借入先 (2025 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	3,314
株式会社みずほ銀行	2,542
株式会社三菱UFJ銀行	1,633
株式会社三井住友銀行	987
日本生命保険相互会社	901

株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

発行可能株式総数

10億株

発行済株式の総数

5億288万2,585株

株 主 数

17万4,767名

大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	72,660	14.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	36,415	7.27
東北電力従業員持株会	17,117	3.42
日本生命保険相互会社	9,609	1.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	7,228	1.44
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	6,655	1.33
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	6,507	1.30
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	6,468	1.29
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,546	1.11
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	5,294	1.06

(注) 持株比率は、自己株式(1,792,964株)を控除して計算しております。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、取締役との間に、補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。当該契約においては、一事象当たりの補償上限額の定め等を設けております。

役員等賠償責任保険契約（D＆O保険契約）の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、当社および東北電力ネットワーク株式会社の取締役および監査役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約においては、一定額に至らない損害を填補の対象としない免責額の定め等を設けております。

会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

会計監査人の報酬等の額

①	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	224 ^{百万円}
②	上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	101

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォート・レターの作成に関する業務等を依頼しております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査等委員会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性および監査品質等を勘案して、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しております。

当社は、社会の一員として法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進するため、「業務の適正を確保するための体制」を次のとおり整備し、お客さま、地域の方々、株主・投資家の皆さま、お取引先の方々などから信頼され選択される企業を目指す。

【1】経営管理に関する体制

- ① 取締役会を原則として毎月1回開催し、法令・定款・社内規程に定められた決議事項および経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行に対する監督を行う。
- ② 取締役会において決定した役割に基づき、取締役は、法令・定款・取締役会決議に則り職務を執行し、その職務の執行について定期的に取締役会に報告するとともに、相互に監督を行う。
- ③ 独立性を確保した社外取締役の参画により、客観的・中立的かつ多様な視点での監督機能を強化する。
- ④ 取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役に委任するとともに、社長執行役員、副社長執行役員および常務執行役員（以下、あわせて「役付執行役員」という。）が業務執行を担う体制とし、「監督」と「執行」の役割を分担することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速かつ機動的な意思決定により効率的に業務を執行する。
- ⑤ 役付執行役員により構成される経営会議を原則として毎週開催する。経営会議では、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。
- ⑥ 役付執行役員は、事業運営に関する計画等を策定して重点施策・目標を明確化するとともに、適切にマネジメントサイクルを展開することで、効率的な業務執行を推進する。
- ⑦ 取締役、執行役員および使用人（以下、あわせて「取締役等」という。）は、職務執行の適正および効率性を確保するため、法令・定款・取締役会決議および社内規程等に基づき、職務を執行する。
- ⑧ 取締役等の職務の執行に関わる文書、電磁的情報その他の情報等について、社内規程に基づき適切に管理・保存し、取締役は、いつでもこれを閲覧することができる。

【2】コンプライアンスに関する体制

- ① 取締役会は、東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針を策定し、社長執行役員を議長とするサステナビリティ推進会議の下、企業グループが一体となったサステナビリティを推進する。取締役および執行役員は本方針・指針を率先垂範するとともに、自らの役割としてその定着と徹底を図る。
- ② 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、東北電力グループコンプライアンス活動方針を定め、コンプライアンス推進を担当する役員の監督の下、コンプライアンス推進室を統括個所とし、各事業所においてはコンプライアンス推進活動の責任者を中心に、東北電力グループ行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動におけるコンプライアンスを推進する。
- ③ コンプライアンス相談窓口を設置し、相談者（当社取締役等、グループ会社の取締役、使

用人および監査役ならびに取引先等の関係者)の保護を図りながら、相談案件の調査等を行う。

- ④ 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。
- ⑤ コンプライアンスに関する取り組み等については、コンプライアンス委員会および取締役会へ定期的に報告する。

【3】損失の危険の管理に関する体制

- ① 全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、職務権限および社内規程を整備する。
- ② 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについて、社長執行役員を議長とする統合リスクマネジメント会議を設置し、統合リスク管理方針を定め、モニタリング・リスクマネジメントを行うとともに、各部門は定期的に事業活動に関わるリスクの抽出・評価を行い、その対策等を毎年度策定する事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。
- ③ 自然災害および原子力災害等に関わるリスクへの対応について、定期的に訓練を行い、これらの事象が発生した場合は非常災害対策本部等を設置し、適切に対応する。
- ④ 原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上について、原子力安全推進会議を設置し、定期的に安全性の評価・分析、リスク低減に向けた対応策等を検討し、適切に対応する。
- ⑤ 当社の財産や社会的信頼等に重大な影響を与える危機を未然に防止するとともに、万一危機が発生した場合の被害を最小限に食い止めるため、危機管理委員会を設置し、リスクへの対応力向上のための訓練や情報共有化等に取り組む。これらの事象が発生した場合は、社内規程に基づき対策本部を設置し、適切に対応する。
- ⑥ リスクの管理状況について、定期的に取締役会等に報告する。

【4】内部統制に関する体制

- ① 経営管理、コンプライアンスおよび損失の危険等の管理の適正性・効率性等を検証するため、社長執行役員直属の内部監査部門を設置して、当社、子会社および主要な関連会社（以下、子会社および主要な関連会社を「子会社等」という。）に対し内部監査を実施し、その結果を社長執行役員に報告するとともに、経営会議、取締役会および監査等委員会に報告する。
- ② 内部監査部門は、監査等委員会および会計監査人と連携・協力し、内部監査の実効性の向上に努める。

【5】子会社等における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社等の経営管理に関する体制

子会社等における業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、各社の経営に関する重要な計画およびその進捗状況の報告を受けるとともに、重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施する。また、企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ経営会議の開催、共同施策の実施などにより、企業グループ経営を推進する。

(2)子会社等のコンプライアンスに関する体制

東北電力グループコンプライアンス活動方針に基づき、企業グループ一体となった活動を実施するとともに、子会社等に対し、東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グ

ループ行動指針を踏まえて各社の行動指針を策定させるなど、法令と法の精神の遵守を徹底するよう、指導・助言を実施する。

(3)子会社等の損失の危険の管理に関する体制

子会社等から経営に関する重要事項の事前協議および報告を受け、各社における重大なリスクを把握するとともに、指導・助言を実施する。また、子会社等における重大なリスクおよびコンプライアンス違反については、取締役会等に報告し適切に対応する。

【6】監査等委員会に関する体制

(1)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員を置く。また、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置し、同室に所属する使用人を置く。
- ② 監査等特命役員および監査等委員会室に所属する使用人（以下、あわせて「監査等特命役員等」という。）の監査等委員会に関する職務執行について、監査等委員でない取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ③ 監査等特命役員等の人事に関して、事前に監査等委員会と協議する。
- ④ 監査等特命役員等に対して、監査等委員会の指示に基づき業務を遂行したことを理由として不利な取扱いを行わない。

(2)監査等委員会等への報告に関する体制

- ① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
- ② 取締役等は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査等委員会または監査等委員（以下、あわせて「監査等委員会等」という。）に報告する。
- ③ 取締役等は、監査等委員会等または監査等特命役員が監査のために報告を求めた場合はこれに応じる。
- ④ コンプライアンス相談窓口に対する相談案件の概要について、監査等委員会に報告する。
- ⑤ グループ会社における重大なリスクの発生およびコンプライアンス違反について、当社の取締役等は、監査等委員会等に報告する。

(3)監査等委員会等へ報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。また、グループ会社に対しても、監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう徹底する。

(4)監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用を請求するときは、これを負担する。

(5)その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、経営会議等重要な諸会議に出席の上、意見等を述べることも、当社が管理・保存する文書、電磁的情報その他の情報等をいつでも閲覧することができる。
- ② 監査等特命役員は、取締役会、経営会議等重要な諸会議に出席の上、意見等を述べることも、当社が管理・保存する文書、電磁的情報その他の情報等をいつでも閲覧することができる。
- ③ 代表取締役、監査等委員および監査等特命役員は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。

- ④ 監査等委員会等は、監査の実効性を高めるため、内部監査部門から内部監査の結果等について情報の提供を受けるなど、内部監査部門と相互に連携を図る。
- ⑤ 監査等委員会等は、監査の実効性を高めるため、会計監査人との協議を行い相互に連携を図る。
- ⑥ 監査等委員および監査等特命役員は、子会社等の監査役との間で定例の会議を実施し、監査に関する情報の交換等を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、当年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1)経営管理に関する体制

当社は、取締役会を原則毎月開催し（当年度は11回開催）、法令・定款・社内規程に定められた事項および経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役から業務執行についての定期的な報告を受け、職務の執行を相互に監督しております。

また、独立性を確保した社外取締役を選任し、取締役会等を通して客観的・中立的かつ多様な視点からの発言や助言を受けることなどにより、監督機能を強化しております。

役付執行役員により構成される経営会議を原則毎週開催して（当年度は45回開催）、取締役会決議に基づく全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務について様々な観点から協議し、効率的な業務執行を推進しております。

具体的には、取締役会で決議された「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそうnext!』」および「東北電力グループ中長期ビジョンにおける今後の経営展開『よりそうnext+PLUS!』」に基づき、事業区分ごとに経営計画を策定するとともに、実施状況を報告するなど、的確にマネジメントサイクルを展開しております。

法令・定款・取締役会決議等に基づき社内規程等を定め、組織、職務権限等を明確化するとともに適切な範囲で権限行使を行うなど、適正かつ効率的に職務を執行しております。

職務の執行に係わる文書、電磁的情報その他情報等については、社内規程に基づき適切に管理・保存し、取締役はいつでもこれを閲覧できるようにしております。

(2)コンプライアンスに関する体制

「東北電力グループサステナビリティ方針」、「東北電力グループ行動指針」、「東北電力グループコンプライアンス活動方針」を策定するとともに、社長執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を開催し、年度ごとに策定する「コンプライアンス活動計画」に則ってコンプライアンス活動を展開しております。

具体的には、当社およびグループ会社の経営層を対象とした「東北電力グループコンプライアンストップセミナー」を開催したほか、トップメッセージの発信、階層別の教育・研修の実施、「東北電力グループコンプライアンス月間」における企業グループ一体となった啓発活動、使用人を対象とした「コンプライアンスアンケート」による意識調査、取り組みの自己評価および改善等、各種活動を展開しております。

また、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し、企業グループを含めた役職員の職務執行に係る法令違反等について早期発見と是正に努めるとともに、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、社内規程に基づき適切に対応しております。

これらコンプライアンスに対する取り組みについては、コンプライアンス委員会、取締役会および監査

等委員会へ定期的に報告し、継続的に改善を図っております。

なお、2022年度に判明した東北電力ネットワーク株式会社が管理する当社以外の小売電気事業者のお客さま情報を当社従業員などが閲覧していた事案等については、ハード・ソフト面の再発防止対策を着実に実行しているほか、コンプライアンスの専任組織であるコンプライアンス推進室を設置して社内のモニタリング体制を強化しているとともに、社外の第三者からの評価も取り入れながら、二度と同様の事案を発生させないよう、再発防止の徹底に努めております。

(3)損失の危険の管理に関する体制

リスク管理に係る会議体や権限規程を整備するとともに、「2024年度統合リスク管理方針」を定め、うで、「統合リスクマネジメント会議」を開催し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクの管理状況のモニタリングを実施しております。また、各部門は定期的に業務上や財務上のリスク調査を実施し、リスクの認識、分析・評価を行い、重要なリスクへの対応については、各部門・カンパニー・本部の中期計画や各室部の年度業務計画に織り込むなど、的確にマネジメントサイクルを展開しております。

自然災害および原子力災害等に係るリスクについては、「防災業務計画」、「非常災害対策実施基準」、「原子力災害対策実施基準」等を定めるとともに、自治体等と連携のうえ、非常災害対策訓練、原子力防災訓練など定期的に訓練を実施しております。

特に、原子力に係るリスクについては、自主的かつ継続的に原子力発電所の安全性向上を図るため、「原子力安全推進会議」を開催し、原子力リスクの評価・分析、リスク低減に向けた対応策の検討などを行っております。

また、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある危機に対しては、「危機管理活動計画」に基づき対応力の維持・向上のための訓練や情報共有の取り組みを行うとともに、活動状況については、「危機管理委員会」で検証し、適宜見直しを行っております。

なお、引き続き急激な燃料価格変動に伴う影響・対策について検討し、適切な対応に努めております。

リスクの管理状況については、定期的に取り締役会および監査等委員会に報告し、適切に対処しております。

(4)内部監査に関する体制

内部監査部門は、計画に基づき当社および子会社等に対して業務全般にわたる内部監査を実施し、その結果を定期的に社長執行役員、経営会議、取締役会および監査等委員会に報告しております。

また、内部監査部門は、監査等委員会および会計監査人と定期的に意見交換等を行っております。

(5)子会社等における業務の適正を確保するための体制

① 子会社等の経営管理に関する体制

「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」を定め、子会社等の重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施しております。

また、定期的な企業グループ経営会議などにより「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそうnext』」および「東北電力グループ中長期ビジョンにおける今後の経営展開『よりそうnext+PLUS』」等を周知するとともに、継続的に効率化・生産性向上施策を検討・実施しております。

② 子会社等のコンプライアンスに関する体制

「東北電力グループコンプライアンス月間」や、グループ会社各社との連絡会等による各社への支援を通じ、グループの一体感醸成とコンプライアンスの徹底を図るとともに、「東北電力グループサステナビリティ方針」および「東北電力グループ行動指針」を踏まえて各社の行動指針を策定させております。

③ 子会社等の損失の危険の管理に関する体制

「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」により、子会社等における重大なリスクについて事前協議および報告を求め、指導・助言をしております。

また、「危機管理対応マニュアル」や「東北電力企業グループ非常災害発生時の情報連携ルール」を定めて、危機管理および非常災害時の体制を確立しております。

コンプライアンス相談窓口への相談等によりグループ会社の法令違反等を把握した場合は、取締役会およびコンプライアンス委員会に報告し適切に対応しております。

なお、東北電力ネットワーク株式会社において、非公開とすべき情報が漏えいしていた事案等に対する再発防止対策の実行状況を同社経営層に報告した内容について、親会社としての内部統制の観点からモニタリングを実施し、取締役会および監査等委員会に報告しております。

(6)監査等委員会に関する体制

① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

「監査等委員会規程」および「組織規程」に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき監査等特命役員を置くとともに、専任の補助使用人が所属する「監査等委員会室」を監査等委員会の直轄下に設置し、監査等委員でない取締役から独立させております。

監査等特命役員等の人事については、事前に監査等委員会と協議をしております。

また、監査等特命役員等に対し、監査等委員会の指示に基づく業務遂行をしたことを理由とする不利な取扱いを行っておりません。

② 監査等委員会等への報告に関する体制

監査等委員会を原則毎月開催（当年度は13回開催）しております。

当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や業務執行上重要な事項は、随時、監査等委員会等へ報告するとともに、監査等委員会等や監査等特命役員が監査において求めた事項についてはすべて報告しております。

コンプライアンス相談窓口の受付・処理状況について定期的に監査等委員会に報告しております。

また、グループ会社における重大なリスクの発生およびコンプライアンス違反を把握した場合は、適宜、監査等委員会等へ報告しております。

③ 監査等委員会等へ報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由とする不利な取扱いを行っておりません。

また、グループ会社に対しても、監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう周知徹底しております。

④ 監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用の負担については、適切に対応しております。

⑤ その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員、監査等特命役員は、取締役会および経営会議等の重要な諸会議に出席しているほか、各種資料の閲覧等を通じて重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しております。

監査等委員、監査等特命役員は代表取締役等との間で、また、内部監査担当取締役、会計監査人の三者との間でそれぞれ定期的に情報交換を行うことで監査の実効性向上に努めております。

監査等委員会等は、内部監査部門から内部監査の結果等について情報提供を受ける等、相互に連携を図っております。

監査等委員および監査等特命役員は、子会社等の監査役等と定期的に会議を実施し、監査に関する情報の交換等を行っております。

連結株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	251,441	23,291	509,385	△ 4,154	779,963	7,598	7,153	△ 937	5,533	28,383	47,731	83,383	911,078
当連結会計年度変動額													
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		15			15								15
剰余金の配当			△ 12,527		△ 12,527								△ 12,527
親会社株主に帰属する 当期純利益			182,807		182,807								182,807
自己株式の取得				△ 24	△ 24								△ 24
自己株式の処分			△ 0	85	85								85
土地再評価差額金の 取崩			△ 4		△ 4								△ 4
連結範囲の変動			△ 2,301		△ 2,301								△ 2,301
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)						1,508	2,198	46	△ 947	△ 13,366	△ 10,561	△ 59,757	△ 70,318
当連結会計年度変動額 合計	—	15	167,972	61	168,049	1,508	2,198	46	△ 947	△ 13,366	△ 10,561	△ 59,757	97,730
当連結会計年度末残高	251,441	23,306	677,358	△ 4,092	948,013	9,106	9,351	△ 890	4,586	15,016	37,170	23,625	1,008,809

連 結 注 記 表

２０２４年４月１日から

２０２５年３月３１日まで

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（１）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

41 社（すべての子会社を連結の範囲に含めている）

酒田共同火力発電株式会社、東北自然エネルギー株式会社、鳥海南バイオマスパワー株式会社、東北電力フロンティア株式会社、東北電力エナジートレーディング株式会社、東北エネルギーサービス株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、日本海エル・エヌ・ジー株式会社、株式会社トークネット、東日本興業株式会社、東北発電工業株式会社、東北天然ガス株式会社

② 横手湯沢フォレストサイクル株式会社は新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

株式会社ユアテックは、当社保有株式の一部を譲渡したことにより、当連結会計年度より連結子会社から持分法適用関連会社に変更している。

また、本株式譲渡に伴い、株式会社トークス、株式会社ニューリース、株式会社ユートス、株式会社ユアテックサービス、株式会社ユアテック宮城サービス、株式会社テクス福島、グリーンリサイクル株式会社、株式会社アクアクラウ東北、株式会社ユアソーラー富谷、株式会社ユアソーラー保原、株式会社ユアテック配電テクノ、株式会社ユアテック関東サービス、株式会社ユアソーラー蔵王、空調企業株式会社、YURTEC VIETNAM CO., LTD., SIGMA ENGINEERING JSC は、当連結会計年度より連結の範囲から除外している。

（２）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

13 社

相馬共同火力発電株式会社、常磐共同火力株式会社、荒川水力電気株式会社、株式会社東急パワーサプライ、株式会社ユアテック

② 持分法を適用しない関連会社 14 社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しい。

（３）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっている。

b. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

災害復旧費用引当金は、東日本大震災、令和元年東日本台風及び令和４年３月福島県沖を震源とする地震等により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

電灯・電力料及び地帯間・他社販売電力料については、主に需要家や一般送配電事業者・小売電気事業者との契約又は取引所での約定に基づき、電気を販売する履行義務を負っている。託送収益については、主に小売電気事業者との契約に基づき、その小売電気事業者が電気を販売している需要家に対して電気を供給（以下「託送」という。）する履行義務を負っている。

これら電気の販売・託送については、電気の供給の都度、時々刻々に履行義務を充足する取引であり、毎月実施する検針により決定した電力量又は取引所での約定に伴う受渡完了に基づき、収益計上を行っている。

ただし、一部の契約については、「電気事業会計規則」（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）の規定に従い、毎月、月末日以外の日に実施する検針により決定した電力量に基づき収益計上を行い、決算月に実施した検針の日から当連結会計年度末までに生じた収益については、翌連結会計年度に計上している。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１年～15 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。過去勤務費用は、主として、その発生時に全額を費用処理している。

b. 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 44 号）に基づき、廃炉抛入金として使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に納付し、廃炉抛入金費として計上している。

原子力事業者は、毎連結会計年度、機構に対して廃炉抛出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負っている。

（追加情報）

2024 年 4 月 1 日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和 6 年経済産業省令第 21 号。以下「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第 30 号。以下「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

これにより、従来は実用発電用原子炉の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日）第 8 項を適用し、解体省令の規定に基づき、毎連結会計年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成 12 年 12 資公部第 340 号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積る方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっていたが、改正省令の施行日以降は、改正法第 3 条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成 17 年法律第 48 号）第 11 条第 2 項に規定する廃炉拠出金を、廃炉拠出金費として計上している。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎連結会計年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなった。

これに伴い、当連結会計年度において、資産除去債務相当資産 48,653 百万円及び資産除去債務 184,619 百万円を取崩している。

改正法附則第 10 条第 1 項の規定により、廃炉推進業務の費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭 141,359 百万円は、改正省令附則第 7 条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上するが、同規定により、資産除去債務を取崩した額は当該費用から控除している。これによる損益への影響はない。このうち、5,688 百万円を 1 年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

あわせて改正省令附則第 8 条の規定により 5,394 百万円を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

c. 廃炉円滑化負担金及び原子力廃止関連仮勘定の償却

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社及び東京電力ホールディングス株式会社は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和 6 年経済産業省令第 21 号。以下「改正省令」という。）による改正前の「電気事業法施行規則」（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 12 の規定に従い、原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価（原子力廃止関連費用相当額を含む。）及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下「廃炉円滑化負担金」という。）について申請を行い、経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け、東北電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 11 の規定に基づき、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収を行っており、他の発電事業者へ払い渡した廃炉円滑化負担金について、「電気事業会計規則」（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）の規定に従い、廃炉円滑化負担金相当金として計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定については、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 29 年経

済産業省令第 77 号）附則第 8 条の規定及び改正省令附則第 9 条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

d. 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 44 号）第 3 条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成 17 年法律第 48 号。以下「再処理法」という。）第 5 条第 2 項に基づき、運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を、拠出金として使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

なお、機構に納付する拠出金には、再処理法第 2 条第 4 項第 1 号の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該拠出金の納付に伴い、原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

e. グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用している。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期投資」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

前連結会計年度において、区分掲記していた「固定負債」の「資産除去債務」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。

前連結会計年度において、区分掲記していた「流動負債」の「諸前受金」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 122,361 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の計上においては、2025 年 3 月 27 日に取締役会で承認された「2025 年度東北電力グループ経営計画」を基礎とした事業計画に基づき将来の課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、回収可能と判断した部分について計上している。

b. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来獲得しうる課税所得の基礎となる事業計画は、経営者の判断を伴う主要な仮定により影響を受ける。事業計画における主要な仮定は、主に小売・卸売の販売電力料である。

小売分野では他社との競争状況等を踏まえた販売戦略の取り組みを進めるとともに、卸売分野でも販売強化に取り組む前提のもと、小売・卸売の販売電力量とそれに基づく販売電力料を見積っている。

c. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営者は、上記の仮定は妥当なものと考えているが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性がある。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。	
社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	1,453,700 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	133,537 百万円
② 当社及び一部の連結子会社が出資する会社の借入金の担保に供している。	
長期投資	560 百万円
関係会社長期投資	6,282 百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	7,303,241 百万円

(3) 保証債務等

① 社債、借入金に対する保証債務	
日本原子力発電株式会社	58,772 百万円
日本原燃株式会社	51,070 百万円
男鹿・潟上・秋田 Offshore Green Energy 合同会社	10,272 百万円
つがるオフショアエナジー合同会社	2,770 百万円
合同会社八峰能代沖洋上風力	2,718 百万円
送配電システムズ合同会社	1,476 百万円
ギソン２パワーLLC	1,171 百万円
秋田洋上風力発電株式会社	355 百万円
② 取引の履行等に対する保証債務	
男鹿・潟上・秋田 Offshore Green Energy 合同会社	19,200 百万円
ギソン２パワーLLC	1,505 百万円
合同会社 JRE 新酒田風力	960 百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	62 百万円

(4) 流動資産の「受取手形及び売掛金」のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

受取手形	438 百万円
売掛金	219,609 百万円
契約資産	1,048 百万円

(注) 受取手形には、消費税等が含まれている。売掛金には、消費税等及び再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく「再エネ特措法賦課金」が含まれている。

(5) 流動負債の「その他」のうち、契約負債の残高 3 百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式数	502,882,585 株
(2) 配当金に関する事項	
① 配当金の支払額	

a. 2024 年 6 月 26 日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	5,011 百万円
１株当たり配当額	10 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 27 日
(注) 配当金の総額には、「役員報酬 B I P 信託」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 10 百万円が含まれている。	

b. 2024 年 10 月 31 日の取締役会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	7,516 百万円
１株当たり配当額	15 円
基準日	2024 年 9 月 30 日
効力発生日	2024 年 11 月 29 日
(注) 配当金の総額には、「役員報酬 B I P 信託」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 13 百万円が含まれている。	

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定である。

配当金の総額	10,021 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	20 円
基準日	2025 年 3 月 31 日
効力発生日	2025 年 6 月 27 日
(注) 配当金の総額には、「役員報酬 B I P 信託」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 18 百万円が含まれている。	

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気事業を行うための設備資金や運転資金などを社債発行及び銀行借入などにより調達している。デリバティブ取引は、主として燃料価格変動リスクを低減することを目的とした為替予約及び燃料価格スワップ、電力売買価格の変動を抑制することを目的とした電力先物取引等を利用しており、投機目的の取引は行わないこととしている。

有価証券及び投資有価証券は、主として取引先企業の株式や満期保有目的の債券などであり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金は、主として電灯・電力料などの営業債権であり、取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、特定小売供給約款等に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

社債及び長期借入金は、主に設備資金及び償還資金の調達を目的とし、その大部分を固定金利で調達していることから、金利変動による業績への影響は限定的である。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は、取引先の信用リスクに晒されているが、当該リスクを軽減するため、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき行っており、信用度の高い金融機関等のみを取引相手としている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は次表には含まれていない。(注1)参照) また、現金及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
①有価証券及び投資有価証券(※1)	77,039	64,476	△12,563
負債			
②社債(※2)	1,733,700	1,638,501	△95,198
③長期借入金(※2)	1,601,812	1,558,341	△43,471
デリバティブ取引(※3)	23,528	23,528	—

(※1) ①有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券(1年以内に償還予定のものを含む)、持分法適用の上場関連会社株式及びその他有価証券を対象としている。

(※2) ②社債及び③長期借入金は、1年以内に償還・返済予定のものを含めている。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額177,306百万円)及び民法上の組合、匿名組合及び投資事業有限責任組合など組合等への出資(連結貸借対照表計上額14,012百万円)は、「①有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類している。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	18,481	—	—	18,481
デリバティブ取引(※1)				
通貨関連取引	—	13,030	—	13,030
商品関連取引	—	10,497	—	10,497

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	16	—	16
関連会社株式	45,977	—	—	45,977
社債	—	1,638,501	—	1,638,501
長期借入金	—	1,558,341	—	1,558,341

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価している。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。有価証券の流動性が低い場合や、時価の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、取引先金融機関より入手した相場価格を用いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類している。

デリバティブ取引

通貨関連取引及び商品関連取引は活発な市場における相場価格等を用いて算定している。これらについては、レベル2の時価に分類している。

社債

当社の発行する社債は、公社債店頭売買参考統計値の時価をインプットとして用いている。売買参考統計値は相対市場における価格であり、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

固定金利による借入の時価は、元利金の合計額を当社社債に基づいて算定した利率により割り引いて算定する方法などによっている。変動金利による借入の時価は、短期間で市場金利を反映していることから、帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。いずれもレベル2の時価に分類している。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、発電・販売事業、送配電事業及びその他の事業を営んでおり、それぞれの事業の収益を分解した情報は次のとおりである。

(単位：百万円)

	主要な事業			合計
	発電・販売事業	送配電事業	その他の事業 (注1)	
電灯・電力料	1,491,625	7,618	—	1,499,244
地帯間・他社販売電力料	410,788	282,820	—	693,608
託送収益	—	118,815	—	118,815
その他の収益(注2)	96,078	34,580	202,586	333,245
売上高	1,998,491	443,834	202,586	2,644,912

(注1)「その他の事業」には、建設業、ガス事業、情報通信事業、電力供給設備等の資機材の製造・販売などの事業を含んでいる。

なお、建設業については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項」に記載の連結の範囲の変更に伴い、当連結会計年度より「その他の事業」に含めている。

(注2)「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」、「酷暑乗り切り緊急支援」及び「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金に係る収益が、顧客との契約から生じる収益以外の収益として、発電・販売事業の「その他の収益」に59,180百万円、送配電事業の「その他の収益」に379百万円、それぞれ含まれている。

なお、当該補助金のほか、発電・販売事業の「その他の収益」には、顧客との契約から生じる収益以外の収益として、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づく収益が18,976百万円含まれている。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項

④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	243,049 百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	220,047 百万円
契約資産(期首残高)	19,852 百万円
契約資産(期末残高)	1,048 百万円
契約負債(期首残高)	2,757 百万円
契約負債(期末残高)	3 百万円

契約資産は、主に工事契約において、工事の進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものである。契約資産は、受け取る対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられる。

当該工事契約に関する対価は、契約条件に従い請求を行っており、概ね1年以内に受領している。契約負債は、主に工事契約に基づいて、顧客から受け取った前受金に関するものである。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩される。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,320 百万円である。

また、当連結会計年度において、連結の範囲の変更があったことにより、契約資産及び契約負債の残高が減少している。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は76 百万円である。

なお、顧客との契約から生じた債権には、消費税等及び再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく「再エネ特措法賦課金」が含まれている。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、主に発電・販売事業における電気の販売に関するものであり、2025年3月31日時点で340,325 百万円である。

(注) 当連結会計年度末において、収益として認識されると見込んでいる取引価格の総額には、長期脱炭素電源オークションにより得ることができる収入は含めていない。長期脱炭素電源オークションからの収入は、約定した容量確保契約金額から、同期間で卸市場・非化石市場等から得た収益のうち約9割を還付額として差し引いた額になるが、還付額は将来の市場価格により変動することから、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消されるまでに計上された収益の減額が発生しない可能性が高い部分の見積りは困難なため、注記の対象に含めていない。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額(注1) 1,969 円 74 銭

(2) 1株当たり当期純利益(注2) 365 円 50 銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、「役員報酬B I P 信託」に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末において、「役員報酬B I P 信託」に係る信託口が保有する自己株式数は、929,340 株である。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、「役員報酬B I P 信託」に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度において、「役員報酬B I P 信託」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は、947,699 株である。

9. その他の注記

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社社外取締役を除く取締役(監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。)及び執行役員(以下、取締役を含み「取締役等」という。本項目において同じ。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「業績連動型株式報酬制度」(以下「本制度」という。)を導入している。

（１）取引の概要

本制度は、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「信託口」という。）と称される仕組みを採用し、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託口を通じて取得され、取締役等の役職及び業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付する株式報酬制度である。

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号 平成 27 年 3 月 26 日）に準じている。

（２）信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は 920 百万円、株式数は 929,340 株である。

（税効果会計における法定実効税率の変更）

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立し、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなった。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、改正後の税率を適用した法定実効税率を使用し計算している。

これにより、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 2,306 百万円増加し、法人税等調整額は 2,675 百万円、その他有価証券評価差額金は 77 百万円、繰延ヘッジ損益は 115 百万円、退職給付に係る調整累計額は 175 百万円それぞれ減少している。

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	3,738,011	固 定 負 債	3,124,657
電 気 事 業 固 定 資 産	1,253,135	社 債	1,578,700
水 力 発 電 設 備	174,467	長 期 借 入 金	1,323,836
汽 力 発 電 設 備	364,992	長 期 未 払 債 務	301
原 子 力 発 電 設 備	667,851	未 払 廃 炉 拠 出 金	129,983
新エネルギー等発電等設備	6,977	リ ー ス 債 務	2,604
業 務 設 備	38,345	関 係 会 社 長 期 債 務	3,402
貸 付 設 備	501	退 職 給 付 引 当 金	59,015
		災 害 復 旧 費 用 引 当 金	2,929
附 帯 事 業 固 定 資 産	1,197	資 産 除 去 債 務	7,192
		雑 固 定 負 債	16,691
事 業 外 固 定 資 産	2,728		
固 定 資 産 仮 勘 定	175,403	流 動 負 債	817,896
建 設 仮 勘 定	110,675	1 年以内に期限到来の固定負債	408,395
除 却 仮 勘 定	36	買 掛 金	164,814
原子力廃止関連仮勘定	19,614	未 払 金	24,092
使用済燃料再処理	45,077	未 払 費 用	48,971
関 連 加 工 仮 勘 定		未 払 税 金	29,520
		預 り 金	2,393
核 燃 料	143,896	関 係 会 社 短 期 債 務	101,041
装 荷 核 燃 料	31,935	諸 前 受 金	94
加 工 中 等 核 燃 料	111,960	災 害 復 旧 費 用 引 当 金	964
		雑 流 動 負 債	37,607
投 資 そ の 他 の 資 産	2,161,650	負 債 合 計	3,942,554
長 期 投 資	113,847		
関 係 会 社 長 期 投 資	1,895,254	株 主 資 本	702,177
長 期 前 払 費 用	23,551	資 本	251,441
前 払 年 金 費 用	11,534	資 本 剰 余 金	26,657
繰 延 税 金 資 産	117,609	資 本 準 備 金	26,657
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 146	利 益 剰 余 金	428,253
流 動 資 産	923,808	利 益 準 備 金	62,860
現 金 及 び 預 金	360,656	そ の 他 利 益 剰 余 金	365,392
売 掛 金	194,055	繰 越 利 益 剰 余 金	365,392
諸 未 収 入 金	31,640	自 己 株 式	△ 4,175
短 期 投 資	74,500		
貯 蔵 品	42,601	評 価 ・ 換 算 差 額 等	17,087
前 払 費 用	692	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,229
関 係 会 社 短 期 債 権	191,188	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	8,858
雑 流 動 資 産	28,862		
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 388	純 資 産 合 計	719,265
合 計	4,661,819	合 計	4,661,819

損益計算書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	1,890,462	営 業 収 益	2,104,965
電 気 事 業 営 業 費 用	1,869,208	電 気 事 業 営 業 収 益	2,083,305
水 力 発 電 費	38,747	電 灯 料	526,882
汽 力 発 電 費	686,709	電 力 料	961,305
原 子 力 発 電 費	121,711	他 社 販 売 電 力 料	506,272
新エネルギー等発電等費	4,498	賠 償 負 担 金 相 当 収 益	2,057
他 社 購 入 電 力 料	512,866	廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 収 益	3,722
販 売 電 費	36,785	電 気 事 業 雑 収 益	82,985
貸 付 設 備 費	4	貸 付 設 備 収 益	80
一 般 管 理 費	54,977		
接 続 供 給 託 送 料	395,839		
原子力廃止関連仮勘定償却費	3,597		
事 業 税	13,575		
電力費振替勘定（貸方）	△ 106		
		附 帯 事 業 営 業 収 益	21,660
附 帯 事 業 営 業 費 用	21,254	ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益	21,295
ガ ス 供 給 事 業 営 業 費 用	20,837	熱 供 給 事 業 営 業 収 益	364
熱 供 給 事 業 営 業 費 用	417		
営 業 利 益	(214,503)	営 業 外 収 益	43,244
		財 務 収 益	37,932
営 業 外 費 用	30,874	受 取 配 当 金	27,334
財 務 費 用	25,488	受 取 利 息	10,598
支 払 利 息	25,400		
社 債 発 行 費	87	事 業 外 収 益	5,312
		固 定 資 産 売 却 益	37
事 業 外 費 用	5,386	雑 収 益	5,275
固 定 資 産 売 却 損	0		
雑 損 失	5,386		
		当 期 経 常 収 益 合 計	2,148,210
当 期 経 常 費 用 合 計	1,921,337		
当 期 経 常 利 益	226,873		
税 引 前 当 期 純 利 益	226,873		
法 人 税 等	53,583		
法 人 税 等	17,100		
法 人 税 等 調 整 額	36,483		
当 期 純 利 益	173,289		

株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
		資 準 備 金	利 準 備 金	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計						
				繰 越 利 益 剰 余 金							
当事業年度期首残高	251, 441	26, 657	62, 860	213, 267	276, 127	△ 4, 236	549, 989	6, 840	6, 890	13, 731	563, 721
当事業年度変動額											
剰余金の配当				△ 12, 527	△ 12, 527		△ 12, 527				△ 12, 527
吸収分割による減少				△ 8, 636	△ 8, 636		△ 8, 636				△ 8, 636
当期純利益				173, 289	173, 289		173, 289				173, 289
自己株式の取得						△ 24	△ 24				△ 24
自己株式の処分				△ 0	△ 0	85	85				85
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額 （純額）								1, 388	1, 967	3, 356	3, 356
当事業年度変動額合計	－	－	－	152, 125	152, 125	61	152, 187	1, 388	1, 967	3, 356	155, 543
当事業年度末残高	251, 441	26, 657	62, 860	365, 392	428, 253	△ 4, 175	702, 177	8, 229	8, 858	17, 087	719, 265

個別注記表

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 長期投資及び関係会社長期投資のうち有価証券

長期投資のうち市場価格のない株式等以外のものは、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

長期投資のうち市場価格のない株式等及び関係会社長期投資の有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

② 貯蔵品のうち燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理することとしている。過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

② 災害復旧費用引当金

東日本大震災、令和元年東日本台風及び令和4年3月福島県沖を震源とする地震等により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

電灯・電力料及び他社販売電力料については、主に需要家や一般送配電事業者・小売電気事業者との契約又は取引所での約定に基づき、電気を販売する履行義務を負っている。これら電気の販売については、電気の供給の都度、時々刻々に履行義務を充足する取引であり、毎月実施する検針により決定した電力量又は取引所での約定に伴う受渡完了に基づき、収益計上を行っている。

ただし、一部の契約については、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）の規定に従い、毎月、月末日以外の日に実施する検針により決定した電力量に基づき収益計上を行い、決算月に実施した検針の日から当事業年度末までに生じた収益については、翌事業年度に計上している。

(5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）に基づき、廃炉拠出金として使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に納付し、廃炉拠出金費として計上している。

原子力事業者は、毎事業年度、機構に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負っている。

（追加情報）

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号。以下「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号。以下「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号。以下「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

これにより、従来は実用発電用原子炉の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、解体省令の規定に基づき、毎事業年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積る方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっていたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号）第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、廃炉拠出金費として計上している。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎事業年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなった。

これに伴い、当事業年度において、資産除去債務相当資産48,653百万円及び資産除去債務184,619百万円を取崩している。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務の費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭141,359百万円は、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上するが、同規定により、資産除去債務を取崩した額は当該費用から控除している。これによる損益への影響はない。このうち、5,688百万円を1年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

あわせて改正省令附則第8条の規定により5,394百万円を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

② 廃炉円滑化負担金及び原子力廃止関連仮勘定の償却

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号。以下「改正省令」という。）による改正前の「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の12の規定に従い、原子力特定資産簿価、原子力廃止関連仮勘定簿価（原子力廃止関連費用相当額を含む。）及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下「廃炉円滑化負担金」という。）について申請を行い、経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け、東北電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の11の規定に基づき、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払い渡しを行っており、当社は、払い渡された廃炉円滑化負担金について、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）の規定に従い、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定については、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第8条の規定及び改正省令附則第9条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

④ 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号。以下「再処理法」という。）第5条第2項に基づき、運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を、拠出金として使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

なお、機構に納付する拠出金には、再処理法第2条第4項第1号の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該拠出金の納付に伴い、原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

⑤ グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用している。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において区分掲記していた「営業外費用」の「有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度においては「雑損失」に含めている。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

繰延税金資産

当事業年度の計算書類に計上した金額 117,609 百万円

なお、識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

4. 貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 1,453,700 百万円

株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 133,537 百万円

② 当社が出資する会社の借入金の担保に供している。

長期投資 560 百万円

関係会社長期投資 3,928 百万円

（2）有形固定資産の減価償却累計額 3,277,566 百万円

（3）保証債務等

① 社債、借入金に対する保証債務

日本原子力発電株式会社 58,772 百万円

日本原燃株式会社 51,070 百万円

鳥海南バイオマスパワー株式会社 31,421 百万円

男鹿・潟上・秋田 Offshore Green Energy 合同会社 10,272 百万円

つがるオフショアエナジー合同会社 2,770 百万円

合同会社八峰能代沖洋上風力 2,718 百万円

ギソン2パワーLLC 1,171 百万円

秋田洋上風力発電株式会社 355 百万円

② 取引の履行等に対する保証債務

男鹿・潟上・秋田 Offshore Green Energy 合同会社 19,200 百万円

合同会社八峰能代沖洋上風力 3,650 百万円

ギソン2パワーLLC 1,505 百万円

合同会社 JRE 新酒田風力 960 百万円

東北電力エナジートレーディング株式会社 823 百万円

スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ 62 百万円

（4）関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権 1,382,164 百万円

短期金銭債権 211,246 百万円

長期金銭債務 3,402 百万円

短期金銭債務 169,346 百万円

(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業	専用固定資産	913 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	203 百万円
	合計額	1,117 百万円
熱供給事業	専用固定資産	283 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	2 百万円
	合計額	286 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引高	
費用	724,508 百万円
収益	191,304 百万円
営業取引以外の取引高	47,697 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 2,722,304 株

(注) 当事業年度の末日における自己株式の数には、「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する当社株式 929,340 株が含まれている。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
組織再編等に伴う関係会社株式	50,797 百万円
未払廃炉抛出金	38,966 百万円
繰越欠損金	30,498 百万円
その他	56,031 百万円
繰延税金資産小計	176,293 百万円
評価性引当額	△ 13,384 百万円
繰延税金資産合計	162,908 百万円
繰延税金負債	
原子力発電施設解体準備金	△ 29,456 百万円
原子力廃止関連仮勘定	△ 5,607 百万円
繰延ヘッジ損益	△ 4,238 百万円
その他	△ 5,997 百万円
繰延税金負債合計	△ 45,299 百万円
繰延税金資産の純額	117,609 百万円

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなった。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、改正後の税率を適用した法定実効税率を使用し計算している。

これにより、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2,708百万円増加し、法人税等調整額は2,901百万円、その他有価証券評価差額金は76百万円、繰延ヘッジ損益は115百万円それぞれ減少している。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東北電力 ネットワーク 株式会社	所有 直接 100.0	資金貸借 取引	社債の引受 (注1)	—	関係会社 長期投資	304,516
						関係会社 短期債権	49,904
				社債利息 の受取 (注2)	2,275	関係会社 短期債権	402
				資金の貸付 (注3)	377,200	関係会社 長期投資	1,003,043
						関係会社 短期債権	76,623
				貸付金利息 の受取 (注4)	7,481	関係会社 短期債権	2,406
				資金の預り (注5)	—	関係会社 短期債務	44,418

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 社債の引受は、東北電力ネットワーク株式会社発行のＩＣＢ(Inter Company Bond)を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。

(注2) 社債利息の受取は、東北電力ネットワーク株式会社発行のＩＣＢに係るものである。

(注3) 資金の貸付は、東北電力ネットワーク株式会社に対しＩＣＬ(Inter Company Loan)により貸し付けたものであり、当社の借入金等と同様の条件で利率を決定している。

(注4) 貸付金利息の受取は、東北電力ネットワーク株式会社に対し貸し付けたＩＣＬに係るものである。

(注5) 資金の預りは、ＣＭＳ(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額（注1） 1,438 円 07 銭
(2) 1株当たり当期純利益（注2） 346 円 48 銭

（注1）1株当たり純資産額の算定上、「役員報酬BIP信託」に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末において、「役員報酬BIP信託」に係る信託口が保有する自己株式数は、929,340株である。

（注2）1株当たり当期純利益の算定上、「役員報酬BIP信託」に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度において、「役員報酬BIP信託」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は、947,699株である。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため記載を省略している。

11. その他の注記

(1) 電気・ガス価格激変緩和対策事業等への参画

当社は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」、「酷暑乗り切り緊急支援」及び「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金に係る収益を「電気事業雑収益」に58,955百万円計上している。

(2) 業績連動型株式報酬制度

当社は、当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。）及び執行役員（以下取締役を含み「取締役等」という。本項目において同じ。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」という。）を導入している。

① 取引の概要

本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「信託口」という。）と称される仕組みを採用し、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託口を通じて取得され、取締役等の役職及び業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付する株式報酬制度である。

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じている。

② 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は920百万円、株式数は929,340株である。

(3) 共通支配下の取引等

当社は、2024年1月31日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるTDGビジネスサポート株式会社（以下「TDG」という。）におけるグループファイナンス（以下「GF」という。）業務について、当社に承継する吸収分割に関する決議を行い、2024年2月2日に吸収分割契約を締結し、2024年4月1日を効力発生日として、TDGにおけるGF業務を承継した。

① 取引の概要

a. 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

TDGにおけるGF業務

b. 企業結合日

2024年4月1日

c. 企業結合の法的形式

当社の100%子会社であるTDGを分割会社とし、当社を承継会社とした吸収分割方式

d. 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更なし

e. その他取引の概要に関する事項

GF制度は、GF制度参加法人の余剰資金を原資として、グループ内における資金の相互融通を実施することを通じ、グループ全体としての外部有利子負債の削減及び資金効率の向上等を図ることを目的に、2002年に導入され、TDGが資金融通等の実施主体を担ってきた。

このような中、至近において、東北電力グループ中長期ビジョン「よりそうnext」のもと、当社グループが推進する事業の実施に伴い、資金需要が旺盛かつ大型化する傾向が顕著な状況にあった。

こうした背景を踏まえ、当社が資金運用等を担う新たなグループ内資金融通・融資制度を創設し、資金のキャパシティをさらに拡大・集中化することで、グループ内の資金効率を高めつつ、企業グループにおける財務規律の向上や、円滑な事業運営を図ることを目的に実施している。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

(4) グローバル・ミニマム課税制度

当事業年度よりグローバル・ミニマム課税制度を適用している。なお、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は発生していない。

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

東北電力株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 隆浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大倉 克俊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東北電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上